

## 農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者の募集要項

(公財) 長崎県農業振興公社

### 1. 目的

農地中間管理事業の推進に関する法律第17条において借受けを希望する者（以下「借受け希望者」という。）を募集することとなっていることから、公益財団法人長崎県農業振興公社（以下「県公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付について、借受け希望者の募集に関し必要な事項を定める。

### 2. 募集区域

県内21市町において市町単位で募集する。

### 3. 募集の方法

借受け希望者の募集は、県公社のホームページ等へ掲載し行う。

### 4. 募集の時期

借受け希望者の募集は、一年を通して行うものとし、各市町及び募集業務を受託した市町公社は当該月の応募者を整理し、翌月5日を目途に県公社に提出する。

### 5. 応募資格

認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織（法人）、認定新規就農者、今後育成すべき農業者、農外から参入した企業、人・農地プランに位置付けられた中心経営体、及び上記に位置付けられる予定者で、農地中間管理事業の推進に関する法律18条の要件を満たす者（詳細は別記参照）並びに、7に定める募集者の公表について同意した者とする。

### 6. 応募方法

借受け希望者は、農用地等借受申出書に必要事項を記入の上、県公社に直接提出（郵送又は持参）するか、借受希望農地のある市町の農政担当課及び募集業務を受託した市町公社へ提出するものとする。

### 7. 応募者の公表

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、募集に応じた者については、翌月15日を目途に県公社のホームページにより公表する。

## 8. 応募のための提出書類

農用地等借受申出書を募集期間中に提出すること。

※農用地借受申出書は県公社のホームページからダウンロード出来るとともに以下の公的機関に設置。

- ・市町の農政担当課
- ・募集業務を受託した市町公社
- ・県公社

※(県公社ホームページアドレス)<http://ngskosha.server-shared.com/index.html>

## 9. 提出先

- ・(公財)長崎県農業振興公社  
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
- ・借受希望農地のある市町の農政担当課及び募集業務を受託した市町公社

## 10. 募集に関する問い合わせ先

(公財)長崎県農業振興公社 TEL 095-894-3848

## 11. 注記

- ・農地等借受申出書への記入は、ワープロ又は、手書きを問いませんが押印を忘れないようにお願いします。
- ・農地等借受申出書で複数の市(町)の農用地等を借受たい場合は各市(町)毎に提出願います。
- ・応募を頂いた方には、後ほど貸付希望農地の情報を提供することになりますが、農用地等の出し手情報の収集・マッチングに時間を要する場合がありますので、ご了解願います。

## 別記

農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条より抜粋

- 三 貸借権の設定等を受ける者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て(農業生産法人はイに掲げる要件)を備えることとなること。
  - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 四 貸借権の設置等を受ける者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他法令で定める者を除く。)である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ロ その者が法人である場合には、その法人の役員のうち一以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。